

議員提出議案第9号

地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和7年6月26日

富山県議会議長 武 田 慎 一 殿

提出者	富山県議会議員
	五十嵐 務
	針 山 健 史
	火 爪 弘 子
	奥 野 詠 子
	井 上 学
	川 島 国
	亀 山 彰
	岡 崎 信 也
	安 達 孝 彦
	大 門 良 輔
	佐 藤 則 寿

令和 7 年 6 月 26 日

提 出 先

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
内閣府特命担当大臣(消費者および食品安全)
消 費 者 庁 長 官
内 閣 官 房 長 官

あて

富山県議会議長 武 田 慎 一

地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書

令和 5 年の全国の消費生活相談件数は90万件台と高止まり、被害・トラブル額の推計は既支払額(信用供与を含む)で約8.8兆円に達している。年齢層別の相談件数では65歳以上の高齢者が契約当事者全体の約30%を占めている。このような消費者被害に対応するためには、地方公共団体の相談窓口の整備・充実などの、地方消費者行政の充実・強化が必要不可欠である。

地方の強化策として国による交付金等が措置されており、中でも、補助率10割で、消費生活相談員の人件費にも充てることができる交付金(旧地方消費者行政強化交付金、現消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金)が、長年地方の相談体制を下支えしてきた。しかし、その交付金は、定められた活用期限の到来により、令和 6、7 年度に多くの地方公共団体で、令和 9 年度には全ての地方公共団体で終了する。

地方公共団体の自主財源は、いまだ十分な程度には達しておらず、そのような状況下で交付金が終了することになれば、特に小規模な地方公共団体において、相談窓口の維持や、交付金で実施してきた啓発・消費者教育、消費者被害防止対策等の事業の継続が困難となり、地方消費者行政が後退するおそれがある。

よって、国会及び政府におかれては、地方消費者行政の拡充・強化を図るため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 地方消費者行政を安定的に推進するための十分な予算を措置するとともに、恒久的な財政措置を検討すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善にかかる制度設計と必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談のデジタル化、特に、全国消費生活情報ネットワークシステム(P I O - N E T)の刷新や運用により地方公共団体に生じる費用を国において措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

消費者被害に対応するためには、地方公共団体の相談窓口の整備・充実などの、地方消費者行政の充実・強化が必要不可欠である。

地方の強化策として国による交付金が措置されているが、令和9年度には全ての地方公共団体で終了することから、地方消費者行政が後退するおそれがある。

よって、消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善等の予算措置をはじめ、地方消費者行政を安定的に推進するための十分な予算措置や恒久的な財政措置の検討、また、全国消費生活情報ネットワークシステムの刷新や運用により地方公共団体に生じる費用を国において措置するよう強く要望するものである。

議員提出議案第10号

下水道など社会インフラの老朽化対策のさらなる推進を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和7年6月26日

富山県議会議長 武 田 慎 一 殿

提出者	富山県議会議員
	五十嵐 務
	針 山 健 史
	火 爪 弘 子
	奥 野 詠 子
	井 上 学
	川 島 国
	亀 山 彰
	岡 崎 信 也
	安 達 孝 彦
	大 門 良 輔
	佐 藤 則 寿

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あて
総 務 大 臣
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
防 災 担 当 大 臣
内 閣 官 房 長 官

富山県議会議長 武 田 慎 一

下水道など社会インフラの老朽化対策のさらなる推進を
求める意見書

令和 7 年 1 月 28 日、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、下水道管の破損に起因するものとされている。周辺では長期間にわたり排水の自粛や通信障害、ガスや工業用水の供給停止を強いられるなど、住民の暮らしや経済活動に及ぼす影響の大きさが改めて浮き彫りとなった。

下水道管の老朽化は全国的に問題となっており、国の調査でも、標準的な耐用年数とされる 50 年を経過した管渠は、令和 5 年度末で総延長の約 7 % であるものの、10 年後には約 20 % となり、その後も急速に増加するとされている。

平成 27 年に下水道排水施設の 5 年に 1 回以上の点検が地方自治体に義務化されたが、人手不足と施設の老朽化・腐食化が一斉に進み、改善には至っておらず、道路陥没件数は、地震を除いても令和 4 年で 2,600 件を超えている。

加えて、本県においては、令和 6 年能登半島地震による液状化被害の影響も心配される中、下水道施設に限らず、人々の命と暮らしを守るためには、上水道施設、道路、河川、砂防など社会防災インフラ全体の老朽化対策、計画的な更新を図っていく必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、下記の事項を速やかに実施するよう、強く要望する。

記

- 1 社会インフラの老朽化対策を確実に推進するため、点検・調査等に係る補助・交付対象措置を行うとともに、恒常的かつ安定的に対策を実施するための特定財源の確保などについて検討すること。
- 2 社会インフラの維持管理、更新に関する新技術の開発・導入の推進や、技術者の育成などを含め、維持管理等の効率性向上に向けた取組みを加速すること。
- 3 下水道管の敷設替え工事等に関する歩掛や現場管理費等を早急に見直すとともに、現場の待遇改善など人材確保のための取組みを推進すること。
- 4 物価高騰の実態を速やかに反映できる適正な価格設定の仕組みづくりを図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

平成27年に下水道排水施設の5年に1回以上の点検が地方自治体に義務化されたが、人手不足と施設の老朽化・腐食化が一斉に進み、改善には至っておらず、全国的に問題となっている。

本県においても、令和6年能登半島地震による液状化被害の影響も心配される中、下水道施設に限らず、上水道施設、道路、河川、砂防など社会防災インフラ全体の老朽化対策、計画的な更新を図っていく必要がある。

よって、社会インフラの老朽化対策を確実に推進するため、点検・調査等に係る補助・交付対象措置を行うとともに、特定財源の確保などの検討や維持管理等の効率性向上に向けた取組みの加速化など、速やかに実施するよう強く要望するものである。

議員提出議案第11号

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和7年6月26日

富山県議会議長 武 田 慎 一 殿

提出者 富山県議会議員

五十嵐	務
針 山 健	史
火 爪 弘	子
奥 野 詠	子
井 上	学
川 島	国
亀 山	彰
岡 崎 信	也
安 達 孝	彦
大 門 良	輔
佐 藤 則	寿

令和 7 年 6 月 26 日

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣 あて

国 土 交 通 大 臣

内 閣 官 房 長 官

富 山 県 議 会 議 長 武 田 慎 一

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波被害、近年、激甚化、頻発化する豪雨災害などの大規模災害への備えが、ますます重要になってきている。

大規模な災害が発生すると、被災市町村は、早期の復興まちづくり計画の策定、事業着手、事業完了が求められるため、平時から災害が発生した際のことを想定し、事前に、人口減少や、少子高齢化社会を考え、復興後に想定される居住人口や産業の規模に対し、適切な規模での復興まちづくりの目標や実施方針の検討などを行う復興事前準備に取り組むことが重要である。

国土交通省では、地方公共団体が復興まちづくりをイメージした目標像の検討や、その実施方針の検討等を通じた事前復興まちづくり計画の事前の策定に焦点をあてた「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」を策定したが、地方公共団体の復興事前準備の取組状況は、復興体制や復興手順の検討にとどまっている現状である。

よって、国会及び政府におかれては、事前復興まちづくり計画策定に対して防災・安全交付金による支援や、事前復興まちづくり計画策定を検討・実施する自治体に対する技術的助言などの支援を強化するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

大規模災害への備えが、ますます重要になってきており、平時から災害が発生した際のことを想定し、復興まちづくりの目標や実施方針の検討など、復興事前準備に取り組むことが重要である。

国土交通省では、「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」を策定したが、地方公共団体の復興事前準備の取組状況は、復興体制や復興手順の検討にとどまっている現状である。

よって、事前復興まちづくり計画策定に対する防災・安全交付金による支援や、自治体に対する技術的助言などの支援を強化するよう強く要望するものである。

議員提出議案第12号

実効性のある物価高対策の実施を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和7年6月26日

富山県議会議長 武 田 慎 一 殿

提出者	富山県議会議員
	五十嵐 務
	針 山 健 史
	奥 野 詠 子
	井 上 学
	川 島 国
	亀 山 彰
	安 達 孝 彦
	大 門 良 輔
	佐 藤 則 寿

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
中小企業庁長官
内閣官房長官
あて

富山県議会議長 武 田 慎 一

実効性のある物価高対策の実施を求める意見書

長引く物価高は、依然として幅広い分野に影響を及ぼしており、中小企業や小規模事業者は、原材料費やエネルギー価格の高騰に加え、能登半島地震からの復旧・復興への道半ばという苦境の中、深刻化する人手不足や資金繰りの悪化などにより、厳しい経営状況が続いている。

また、農林水産事業者においては、飼肥料や燃料価格の高止まりによる生産コストの上昇分を販売価格に十分に転嫁できないなど厳しい状況にあることから、更なる支援を求める声が上がっているほか、医療・介護施設や保育・福祉施設においても、人件費の高騰等により、厳しい経営を余儀なくされている現状にある。

今後も国と地方が効果的な物価高対策を切れ目なく着実に実施していくため、国会及び政府におかれては、下記の事項について対策を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 エネルギー価格の動向等を踏まえ、燃料油価格や電力、都市ガス、LPガス料金の負担抑制策を今後も国が責任を持って機動的に実施すること。また、短期的な負担軽減策だけでなく、将来に渡り効果が持続するよう、省エネルギー投資やエネルギー転換等の事業構造の転換に係る取組みなど、中長期的な取組みに対しても一層の支援を行うこと。
- 2 大企業と中小・小規模事業者との取引適正化の促進や、インボイス制度の導入に伴う負担軽減を図るため、IT導入補助金の活用や経過措置である「2割特例」の周知に取り組むこと。
- 3 物価高の影響を受けて厳しい状況にある中小・小規模事業者等の資金繰りを支援するため、すでに貸し付けられている実質無利子・無担保融資の返済猶予や条件変更、追加融資や借換えに金融機関が柔軟に対応できるようにするなど、事業者に対する支援の継続・強化を図ること。
- 4 農林水産事業者の負担軽減のため、飼肥料価格の高騰など、物価高対策の拡充や助成措置を講じるとともに、適正な価格形成のための仕組みづくりなど、安定的な経営が展開できる環境整備を推進すること。
- 5 地域の医療・介護施設や保育・福祉施設の危機的な経営状況を踏まえ、緊急的な財政支援措置や診療報酬等に物価や人件費の上昇に適応する仕組みを導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

長引く物価高は、依然として幅広い分野に影響を及ぼしており、中小企業や小規模事業者は、原材料費やエネルギー価格の高騰に加え、深刻化する人手不足や資金繰りの悪化などにより、厳しい経営状況が続いている。

また、農林水産事業者においては、生産コストの上昇分を販売価格に十分に転嫁できないことから、更なる支援を求める声が上がっているほか、医療・介護施設や保育・福祉施設においても、人件費の高騰等により、厳しい経営を余儀なくされている現状にある。

よって、国と地方が効果的な物価高対策を切れ目なく着実に実施していくための対策を講ずるよう強く要望するものである。

議員提出議案第13号

消費税減税とインボイス制度の中止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提案理由を付け提出します。

令和7年6月26日

富山県議会議長 武 田 慎 一 殿

提出者 富山県議会議員
火 爪 弘 子

令和 7 年 6 月 26 日

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣 あて

財 務 大 臣

内 閣 官 房 長 官

富山県議会議員 武 田 慎 一

消費税減税とインボイス制度の中止を求める意見書

食料品や生活必需品、電気・ガス・ガソリンなどの高騰が続き、国民生活と中小零細事業者の経営が圧迫されている。さらに、企業倒産は、昨年だけで 1 万件を超えており、いま対策を打たなければ、国民の困窮が進み、地域経済が疲弊し、雇用が失われ税収も減少しかねない状況である。

事業者は、物価高騰により消費税の納税額が増え、昨年度の滞納はインボイス制度の導入も重なり 2 割増えているが、物価対策として消費税減税は効果が大きいと考えられ、すでに世界では 110 の国・地域が消費税（付加価値税）を減税している。人件費など付加価値に課税される消費税率が引き下げられれば、事業者の負担が軽減され、賃上げ支援にもつながる。

また、インボイス制度の導入によって、事業者の事務と消費税負担が増加している。とりわけ年商 1,000 万円以下の事業者に重い負担がのしかかっており、特に建設産業やクリエイターに深刻な影響を及ぼし、取引からの排除や単価引下げの強要も行われている。今後、仕入税額控除の経過措置が段階的に縮小されるに伴い、さらなる倒産・廃業が進みかねず、このことは、かねてより業界団体や税理士団体などが懸念を示していた事態である。

よって、国会及び政府におかれては、物価高騰対策として消費税減税を行うとともに、事業者の重い負担となっているインボイス制度を中止するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提 案 理 由

事業者は、物価高騰により消費税の納税額が増え、昨年度の滞納はインボイス制度の導入も重なり2割増えているが、人件費など付加価値に課税される消費税率が引き下げられれば、事業者の負担が軽減され、賃上げ支援にもつながるものである。

また、インボイス制度の導入によって、とりわけ年商1,000万円以下の事業者に重い負担がのしかかっており、今後、仕入税額控除の経過措置が段階的に縮小されるに伴い、さらなる倒産・廃業が進みかねない。

よって、物価高騰対策として消費税の減税を行うとともに、事業者の重い負担となっているインボイス制度を中止するよう強く要望するものである。